

04. 11

特許法第3条第2項に規定する特許出願、
審判請求等の手続についての期間の解釈
について

特許法第3条第2項^{※1}の規定は、特許に関する手続についての期間の末日が日曜日及び土曜日並びに国民の祝日等に当たる場合の期間の計算についてのものである。

現行特許法第3条^{※1}の規定は、その期間が法定期間であるか否かに関わらず、特許法又は同法に基づく命令の規定による期間の計算について例外なく適用されるものである。

よって、同条第2項^{※1}の規定は、特許出願、審判請求等の手続に関する期間の計算について例外なく適用される。

なお、商標登録異議申立書（商43条の2）の提出期間の末日が商標法第77条第1項において準用する特許法第3条第2項の規定に該当するときは、商標法第43条の4第2項の規定による異議申立理由補充書の提出期間の起算日は、顺延された異議申立期間の末日の翌日である。

（改訂平成24・4）

^{※1} 特3条：実2条の5第1項、意68条1項、商77条1項、商附則27条1項において準用